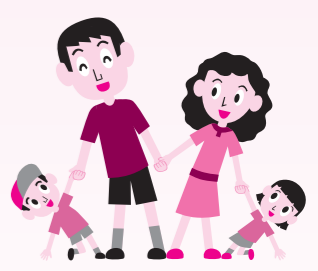


親子のきずなを大切に

十一月は
児童虐待防止推進月間

〜きこえるよ 耳をすませば 心のさけび〜
平成十九年度児童虐待防止推進月間標語



近年、子どもに対する虐待の相談件数が急増しています。児童虐待防止推進月間の十一月に、子どもに大きな影響を与える児童虐待や子育てについて一緒に考えてみましょう。

子どもへの影響

子どもは、本来安心できるはずの家庭の中で虐待されることにより、身体に深刻な影響を受けます。身長が伸びずに適正な体重にならなかつたり、暴力で頭部に外傷を負った結果、運動機能や言語に障害が現れ、知的発達のを遅れを生じることがあります。

人格形成の面でも、虐待は子どもの心に傷あとを残します。周りの人に対し強い不信感を抱いたり、感情をうまくコントロールすることができなくなったりします。ささいなこと

がきっかけで非常に激しい怒りを感じたり、パニック状態に陥ることもあります。そして、虐待の苦痛から逃れるために感情を表さず、無表情・無感情の人間になってしまうおそれがあります。

地域で子育てを支える

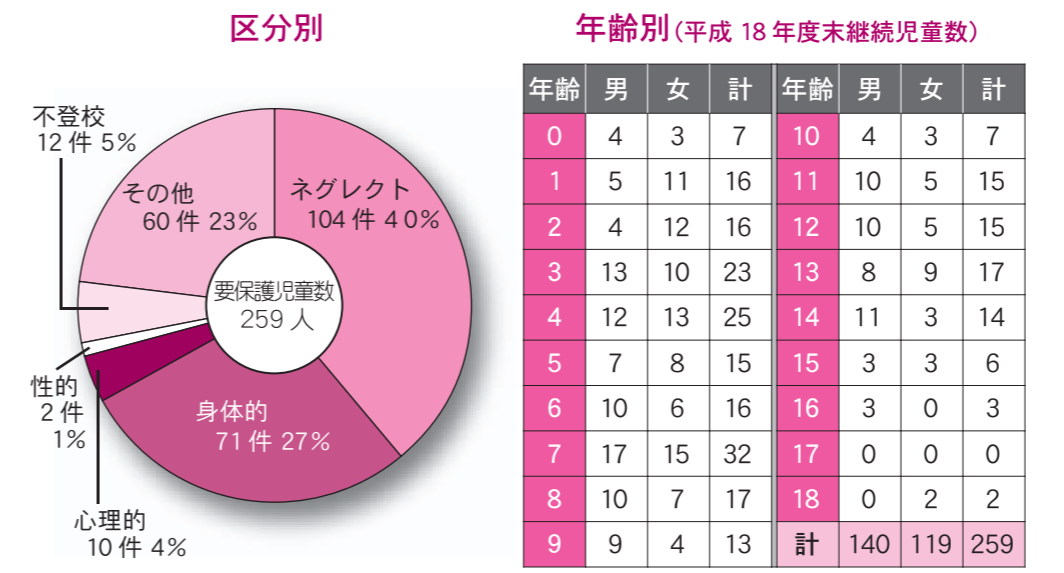
子育てには親の責任が問われますが、親が上手に子どもを育てるには周囲の理解と支えが必要です。最近では核家族化や少子化が進み、近所付き合いが希薄になるなど、「親が孤立しがちだ」と言われています。その結果、どのように子どもを育てればいいのか分からなくなり、虐待に発展するおそれがあります。

みんなで守る意識を

虐待により尊い命が奪われるという悲しい事件は、二度と耳にしたくはありません。そのためにも、虐待を早期に発見し、子どもを危険から守ることが必要です。地域に住む私たち一人ひとりが、関心

平成18年度大崎市要保護児童数

*要保護児童…保護者のいない児童または養育が不相当であると認められる児童で、虐待を受けた児童および非行児童なども含まれます。



と知識を持って虐待と向き合うことが大切です。市では、昨年「大崎市要保護児童対策地域協議会」を設立しました。この協議会では、子どもたちが元気で健康な生活が送れるように、関係機関と協力して虐待の早期発見に努め、相談を受け付けています。

大崎市要保護児童対策地域協議会関係機関名
 仙台法務局古川支局、古川警察署、鳴子警察署、大崎保健子どもセンター、大崎保健所、古川養護学校、大崎広域ほなみ園、大崎市社会福祉事務所、大崎市教育委員会、大崎市民病院、大崎市医師会、大崎歯科医師会、大崎市小学校校長会、大崎市中学校校長会、大崎地区私立幼稚園連合会、大崎保育研究会、大崎市認可外保育園連絡協議会、古川人権擁護委員協議会、大崎市民生委員児童委員協議会、大崎市民主任児童委員会

児童虐待(疑い)の連絡・相談先

子育て支援課 ☎23 604 8

各総合支所保健福祉課

松山	☎55 502 0
三本木	☎52 211 4
鹿島台	☎56 902 9
岩出山	☎72 121 4
鳴子温泉	☎82 313 1
田尻	☎38 115 5

大崎地域子どもセンター ☎22 003 0

※地域の民生委員・児童委員や主任児童委員にも連絡や相談ができます。

虐待の種類

- 身体的虐待**
殴る、ける、首を絞める、戸外に閉め出す、身体を拘束するなど、命に危険が及ぶようなけがをさせたりする身体的な暴力です。
- 心理的虐待**
子どもの存在を無視したり、脅かして苦痛や不安を与える行為です。また、子どもの前で配偶者に暴力を振るうことも心理的な傷を与える虐待です。
- ネグレクト(養育の放棄・保護の怠慢)**
ご飯を食べさせない、おむつや衣類を交換しない、病気やけがでも医者に診せないことなどを指します。発育・発達の遅れにつながり、栄養失調から命を落とす危険性もあります。
- 性的虐待**
性的ないたづらをしたり、性的関係を迫ったりして異性への極端な嫌悪感を植えつけ、子どもの心身に大きな傷を残します。

国民年金保険料着服問題への対応について

平成13年、旧田尻町における年金着服事案について、社会保険庁より告発を含め可能な限り厳正な対応を願いたいという依頼がありましたが、大崎市として対応を検討した結果、告発しないこととしました。ここで、あらためてこれまでの経過についてご説明いたします。

旧田尻町における当時の経過

- 事件の経過** 平成13年7月、社会保険事務所が未納者に納付督促を行ったところ、住民から納付していると申し出があり、田尻町が社会保険事務所と協力し調査した結果、町民生活課の男性職員(30代)による着服が発覚。
- 着服期間ならびに金額** 平成12年11月～13年3月に町民10人から徴収した延べ21か月分、280,100円を社会保険事務所に納付せず、着服した。着服した金額は発覚後に全額弁済。
- 処分内容** 平成13年8月20日「懲戒免職」とし、退職金は支給せず。
- 関係職員の処分** 町民生活課長をはじめ、5人に減給などの処分がなされた。町長は「特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議会に提出、可決。町長、助役の減給を行った。平成13年10月、広報たじりを通じて町民へのおわびと説明を行う。
- 町議会への報告** 平成13年9月第7回田尻町議会定例会で行政事務報告、緊急質問が行われている。告発についても質疑があり、町の判断として告発はしない方針であることを説明した。
- 報道機関への公表** 平成13年9月に行った。

大崎市における対応

- 平成19年8月～9月** 宮城社会保険事務局長から「市町村における年金保険料の着服事案の調査(8月)」「市町村における年金保険料の着服事案の追加調査(9月)の依頼があり、合併前の旧田尻町で事案があったことを報告。
- 10月2日** 社会保険庁総務部サービス推進課長から大崎市に対し、「貴市における年金保険料の着服事案について」依頼があった。その内容は公訴時効が成立していない事案について、告発を含め、可能な限り厳正な対応をお願いしたいというもの。
- 10月4日** 大崎市としては、当時の状況について関係書類に基づき精査した結果、上記のとおり旧田尻町が平成13年8月時点で、厳正かつ的確な処分を行ったと判断し、告発を行わないことを社会保険庁に報告。
- 10月12日** 宮城社会保険事務局長は、着服した元田尻町職員を古川警察署に告発。